

府 政 國 本 日



企業再建整備法の一部を改正する法律案

(昭和三十二年四月一日)

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「当該債務の額に相当する資産」の下に「（当該特別経理株式会社の新勘定に損失のある場合においては、当該損失の額に相当する額以内で整備計画において定める額を当該債務の額から控除した額に相当する資産）を加える。」

第三十四條の七の次に次の二條を加える。

第三十四條の八 第二会社が第十條第一項の規定により特別経理株式

式会社から債務を承継した場合において、当該債務の額が同條第二項の規定により譲渡を受けた資産の額を超えるときは、当該第二会社は、その超過額を第二会社特別勘定として貸借対照表の資産の部に計上することができる。

前項の規定により第二会社特別勘定を設けた第二会社は、毎決

裏面白紙

日 本 國 政 府

算期において利益を生ずるときは、命令の定めるところにより、
第二会社特別勘定を償却しなければならない。

第三十四條の九 特別経理株式会社が新勘定に所属する資産の出資
を受ける者に対し第十條第二項の規定により譲渡する資産の額以
上の額の債務を承継せしめたときは、当該債務の承継により生ず
る特別経理株式会社の益金は、法人税法による所得及び地方税法
により事業税を課する場合における所得の計算上、これを益金に
算入しない。

前條第二項の規定による第二会社特別勘定の償却額は、当該償
却をなした事業年度開始の日前一年以内で且つ当該第二会社設立
の日前一年以内に開始した当該第二会社に資産を出資した特別経
理株式会社の事業年度において生じた損金に相当する金額のうち
命令で定める金額を限り、法人税法による所得及び地方税法によ
り事業税を課する場合における所得の計算上、これを損金に算入

裏面白紙

日 本 國 政 府

する。

特別経理株式会社が第二会社に資産を出資した場合において、当該第二会社に第二会社特別勘定が設けられたときは、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該特別経理株式会社の事業年度において生じた損金のうち前項の命令で定める金額（第二会社が二以上あるときはその合計額とする。）に相当する金額について、法人税法第九條第四項及び地方税法による事業税にかかるとこれに準ずる條例の規定は、これを適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

省

大

裏面白紙

府 政 國 本 日

会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を
改正する政令の要旨

(昭三四、三〇)

三月十一日附連合國最高司令官覚書「制限会社に関する追加規制
に関する件の改正に関する件」に基いて、ポツダム政令をもつて会
社の証券保有制限等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七
号）の一部を改正しようとするものである。その概要は次の通りで
ある。

一 制限会社及びその子会社（従属会社）、孫会社（関係会社）の
商号変更については、持株会社整理委員会の承認を要するものと
すること。（第十三條の三）

二 制限会社は、制限会社解除後も一年間は同一資本系統に属する
会社との関係においては、本勅令による株式取得、役員兼任、カ
ルテル契約の締結等についての制限を受けるものとすること。従属会

大 蔵 省

裏面白紙

日 本 國 政 府

社、關係会社も親会社である制限会社が解除になるまでは引続き
本勅令による制限を受けるものとし、当該制限会社が解除後一年
間は制限会社の場合と同様同一資本系統に属する会社との關係に
おいて制限を受けるものとする。(第十七條の二)

三 本改正政令施行の際右の二に違反する關係のある場合にはこれ
を排除することを要するものとする。(第十七條の三)

四 右の一に伴い持株会社整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百
三十三号)の一部を改正し、商号変更の承認に關する事項を同委
員会の業務として加えるものとする。(附則)

大 藏 省

裏面白紙



日 本 國 政 府

会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を
改正する政令

(昭二四三、三〇)

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

会社の証券保有制限等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二の次に次の一條を加える。

第十三條の三 指定会社、従属会社又は関係会社は、持株会社整理委員会の承認を受けなければ、その商号を変更してはならない。省

第十七條の二を第十七條の四とし、同條中「第十三條、第十三條の二及び第十四條の二」を「第十三條乃至第十三條の三、第十四條の二及び第十七條の二」に改め、同條但書を削る。

第十七條の三を第十七條の五とし、同條但書を削り、同條中「第十七條の三」を「第十七條の五」に改める。

裏面白紙

日 本 國 政 府

秘 録

第十七條の次に次の二條を加える。

第十七條の二 第二條、第三條、第十一條、第十三條乃至第十三條の三及び第十四條の二の規定は、これらの規定の適用を受ける会社が指定会社、從属会社又は關係会社でなくなつた後においても、当該会社に、これを準用する。但し当該指定会社又は当該從属会社若しくは關係会社に係る指定会社へ二以上あるときはその全部。以下同じ。が指定会社でなくなつた日から一年を経過したとき、この限りでない。この場合において、当該指定会社又は当該從属会社若しくは關係会社に係る指定会社が指定会社でなくなつた省後においては、第二條、第三條及び第十一條中「他の会社」とあるのは「当該会社と同一資本系統に属する他の会社」と、第十三條中「当該指定会社以外の会社」とあるのは「当該指定会社と同一資本系統に属する他の会社」と、第十四條の二中「非指定会社」とあるのは「当該会社と同一資本系統に属する非指定会社」と讀

裏面白紙

府 政 國 本 日

み替えるものとする。

第十七條の三、第四條、第五條、第十二條及び第十五條の規定は、前條の規定施行の際指定会社、従属会社又は関係会社でない会社で前條の規定の適用を受ける会社に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「この勅令施行の際」とあるのは「第十七條の三の規定施行の際」、「この勅令施行の日」とあるのは「第十七條の三の規定施行の日」と読み替えるものとする。

第十八條中「第二條又は第三條」、「第十三條又は第十四條の二第一項前段」及び「第十三條の二」の下に「へ第十七條の二において準用する場合を含む。」を加え、「第十七條又は第十七條の三」を「第十七條、第十七條の三又は第十七條の五」に改める。

第十九條中「第十七條又は第十七條の三」を「第十七條、第十七條の三又は第十七條の五」に改め、「第十一條」及び「第十四條の二第一項後段」の下に「へ第十七條の二において準用する場合を含む。」

裏面白紙

日 本 國 政 府

「」を加える。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 昭和二十一年勅令第五百六十七号第十三條ノ三ノ規定ニ依

リ商号ノ變更ニ付承認ヲ爲スコト

同條第二項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

大 藏 省

裏面白紙

日 本 國 政 府

連合國最高司令部覚書
 主題 S O A P 一二三八「制限会社(加増)に関する件」の修正に関する件

昭和二十四年三月十一日

一、廃止

a、昭和二十一年七月四日付連合國最高司令部覚書「制限会社商号変更に関する件」は廃止する。

二、左の司令部覚書参照

a、昭和二十年十二月八日付「制限会社の目録調製」及び其の改正・
 正・

b、昭和二十一年七月二十三日付「持株会社整理委員会に関する法規の件」
 省

c、昭和二十一年九月二十八日付「制限会社に関する追加規制に関する件」

三、上記二の参照覚書を次の様に改正する。

a、第二項前段の「下記のものか」と「直接たる」との間に「其

裏面白紙

日 本 國 政 府

の名称変更し又は一を加える。
第四項の次に次の第四項を加える。
四、日本政府は此の覚書に含まれる制限、禁止及び指示が

制限会社、制限会社の非制限従属会社ならびに制限会社又は制限会社の非制限従属会社により支配せられ居る会社又は個人の承継会社に対し、適用せられる事を保証するため必要な措置をとるべき事。但しかる制限、禁止、指示は制限会社及び其の非制限従属会社及びこれらにより支配せられ居る会社又は個人ならびに上記の承継会社については、制限会社が、制限会社一覽表より削除されたる日から一年後において適用なきものとする。

日本政府は昭和二十一年勅令第五六七号「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く会社の証

裏面白紙

府 政 國 本 日

祭保有等に関する件」を政令をもつて改正して本覚書
を履行すべき事を指令する・

省 藏 大

154

裏 面 白 紙

府 政 國 本 日

連合國最高司令部覚書

昭和二十一年七月四日

主題 制限会社の商号変更に関する件

一、連合國最高司令部発日本帝國政府宛先の覚書参照

昭和二十年十二月八日附 AG 004 ESS/AG (SCAPIN - 408)

「制限会社の目録調製の件」

昭和二十年十二月八日附 AG 300.8 ESS/AG (SCAPIN - 408)

「制限会社に対する規制に関する件」

二、日本帝國政府は前項一参照の制限会社の目録調製記載の商社が当連合國最高司令部の事前の許可なくしてその商号を変更することなきことを確実ならしむるに必要な措置を速かに採らなければならない。

三、日本帝國政府は本覚書受領後三十日以内に昭和二十年九月二日以降その社名を変更せるものを新旧両名を英文和文併記にて八時又十一時の用紙に英語にてタイブせる報告書五通を当連合國最高司令部に提出するものとする。

裏面白紙

日 本 國 政 府

連合國最高司令部覚書

昭和二十一年九月二十八日

主題 制限会社に対する追加規制に関する件

一、下記連合國最高司令部日本政府宛覚書参照

(A) 昭和二十年十二月八日附覚書 AG 300.8 (8 Dec 45) ESS/AG (SCAPIN-403)

「制限会社目録調製の件」

(B) 昭和二十年十二月八日附覚書 AG 300.8 (8 Dec 45) ESS/AG (SCAPIN-403)

「制限会社に対する規制の件」

二、日本帝國政府は連合軍最高司令官より事前の認可を受くるに非ざれば下記の者が直接たる間接たるを問はず一般非制限会社に對し利害關係を取得し若しくはその經營に關與せざる事を保証すべき措置を講ずべし。

(A) 前記覚書(A)に依り調製せられたる制限会社目録に記載せられたる制限会社

(B) 制限会社の非制限從属会社

大 藏 省

裏面白紙

日 本 國 政 府

(C) 制限会社又は制限会社の非制限従属会社により支配せられ
る会社又は個人

三、(A)「直接たるを問はず利害関係を取得す」こ
は制限会社の取締役、役員、其他従業員、制限会社の非制限従属
会社又は取締役、役員、其他の従業員或は制限会社又は制限会社
の非制限従属会社により支配せられおる会社又は個人若しくは其の
取締役、役員其他の従業員を通し一般制限会社に対し利害関係を
取得することを包含す、但しそのみに限定するものに非ず。
「利害関係」とは株式所有、債権、債権証書其他の方法により非
制限会社に対し支配力を行使し又は制限会社の株式を一〇%若しく
は其れ以上所有することを謂ふ。

(B)「直接たるを問はず経営に關與す」とは

(1) 制限会社又はその取締役、役員、従業員

(2) 制限会社の非制限従属会社又はその取締役、役員、従業員

裏面白紙

日 本 國 政 府

(一) 制限会社又は制限会社の非制限従属会社により支配せらるる会社又は個人若しくは其の取締役、役員、従業員
と一般非制限会社との間に於ける協定又は諒解にして制限会社又はその非制限従属会社若しくは制限会社又はその非制限会社により支配せらるる会社又は個人をして一般非制限会社に關與し、又はその販賣、生産に対して支配力を行使せしめるが如きものを包含す。但しそのみに限定するものに非ず。
四、日本帝國政府は前記A、B、Cに記載せる会社又は個人が昭和二十年十二月八日又は其れ以後に於いて前記三のA、Bに定義せる利害關係取得又は經營關與を爲しおきたるときは該事實を終了せしむべき計畫書を本覚書の日附以後三十日以内に連合軍最高司令官に提出せしむるに必要な措置を講ずべし。
五、本覚書の全條項の履行に關しては連合軍最高司令部關係局と日本帝國政府關係当局との直接連絡を認めらる。

大 藏 省

裏面白紙

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 004(28 Sep 46)ESS/AC
SCAPIN 1238/1

11 March 1949

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Amendments to SCAPIN 1236: Supplementary Regulations Affecting Restricted Concerns

1. Rescission:

a. Memorandum for the Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, AG 004 (4 Jul 46)ESS/AC, SCAPIN 1053, 4 July 1946, subject: Changes in Names of Restricted Concerns, is hereby rescinded.

2. Reference the following memoranda for the Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers:

a. AG 004(8 Dec 45)ESS/AC, SCAPIN 403, 8 December 1945, subject: Establishment of a Schedule of Restricted Concerns; as supplemented and amended.

b. AG 091.3(23 Jul 46)ESS/AC, SCAPIN 1079, 23 July 1946, subject: Holding Company Liquidation Commission.

c. AG 004(28 Sep 46)ESS/AC, SCAPIN 1238, 28 September 1946, subject: Supplementary Regulations Affecting Restricted Concerns.

3. Reference memorandum 2c above is hereby amended as follows:

a. By adding and inserting the following wording to the first sentence of paragraph 2 thereof, between the words "will" and "directly" in the third line:

"change their names or"

b. By Adding and inserting a new paragraph 4-a after paragraph 4 thereof, as follows:

"4a. The Japanese Government will take the necessary action to assure that the restrictions, prohibitions and directions contained in this memorandum shall be applicable to companies or concerns successor to Restricted Concerns, non-restricted subsidiaries of such Restricted Concerns, and other concerns or individuals controlled by such Restricted Concerns or their

裏面白紙

non-restricted subsidiaries; but that such restatements, prohibitions and directions shall, as to Restricted Concerns, their non-restricted subsidiaries, other concerns or individuals controlled by them, and successor companies or concerns as above described, become inapplicable one year after the date that the Restricted Concerns has been removed from the Schedule of Restricted Concerns."

4. It is directed that the Japanese Government implement the subject memorandum by Cabinet Order amending and supplementing Imperial Ordinance No. 567 of 1946: On Restriction of Securities Holdings, etc. by Companies, Based upon Imperial Ordinance No. 542 of 1945 on Ordinances or Orders to be issued as the Result of Acceptance of the Potsdam Declaration.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

A. J. Rehe
 For: AR. M. LEVY
 Colonel, ACD
 Adjutant General

Received: 16 Mar. 10.10 a.m.
 Shukan : 2P & M of Finance
 Chokan, Jicho
 1. 2. 3. Buche
 10. 11a. 20. 2PA. MSB

裏面白紙

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 004(4 Jul 46)ESS/AC
(SCAPIN - 1063)

AFO 800
4 July 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Changes in Names of Restricted Concerns.

1. Reference is made to the following Memorandum for the Imperial Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers:

a. AG 004(8 Dec 45)ESS/AC (SCAPIN - 403), subject: "Establishment of a Schedule of Restricted Concerns."

b. AG 300.9(8 Dec 45)ESS/AC (SCAPIN - 408), subject: "Regulations Affecting Restricted Concerns."

2. The Imperial Japanese Government will immediately taken such steps as are necessary effectually to prohibit concerns listed on the Schedule of Restricted Concerns referred to in subparagraph 1a, above, from changing their names without prior approval of the Supreme Commander for the Allied Powers.

3. The Imperial Japanese Government will furnish to the Supreme Commander for the Allied Powers, within thirty (30) days of the receipt of this memorandum, a report in quintuplicate, typed in English on 8" x 11" paper listing all such concerns which have made a change in their corporate names since 8 September 1945, including the old and new names in both English and Japanese.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

R. Y. HERSEY
for
JOHN B. COOLEY
Colonel, AGP
Adjutant General

Received: 4 July 4.10 p.m.
Shukan : EF
Copy : D of GA

裏面白紙

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 004 (28 Sep 46) ESS/AG
(SCAPIN - 1233)
APO 500
28 September 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT
THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.
SUBJECT : Supplementary Regulations Restricted Concerns.

1. References are the following Memoranda for the Imperial Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

a. AG 004 (8 Dec 45) ESS/AG, 8 December 1945. (SCAPIN 403) subject: "Establishment of a Schedule of Restricted Concerns."

b. AG 200.8 (8 Dec 45) ESS/AG, 8 December 1945. (SCAPIN 408), subject: "Regulations Affecting Restricted Concerns."

2. The Imperial Japanese Government will take the necessary action to assure that, unless prior approval is obtained from the Supreme Commander for the Allied Powers, none of the following will directly or indirectly acquire any interest in or directly or indirectly participate in the management of any non-restricted concern:

a. Any concern listed on the Schedule of Restricted Concerns established by reference Memorandum 1a, above.

b. Any non-restricted subsidiary of a Restricted Concern.

c. Any other concern or individual controlled by a Restricted Concern or a non-restricted subsidiary of a Restricted Concern.

3. a. "Directly or indirectly acquire any interest" is defined to include, but not be limited to, acquiring any interest in any non-restricted concern through the directors, officers or other employees of a Restricted Concern, or through a non-restricted subsidiary of a Restricted Concern, or the directors officers or employees of such non-restricted subsidiary or through any other concern or individual controlled by such Restricted Concern or non-restricted subsidiary or the directors, officers or employees of such other concern. "Any interest" shall mean any shareholdings, indebtedness, certificates of indebtedness or other device through which any control over such other non-restricted concern is exercised or ownership of ten (10) percent or more of the shares of such other non-restricted concern.

b. "Directly or indirectly participate in the management" is defined to include, but not be limited to, any agreement or understanding between:

裏面白紙

- 153
- (1) A Restricted Concern, or the directors, officers or employees of such Restricted Concern, or
 - (2) A non-restricted subsidiary of a Restricted Concerns, or the directors, officers, or employees of such subsidiary, or
 - (3) Any other concern or individual controlled by a Restricted Concern or a non-restricted subsidiary thereof, or the directors, officers or employees of such other concern, and: any other non-restricted concern whereby such restricted Concern or non-restricted subsidiary thereof or such other concern or individual controlled by such Restricted Concern or non-restricted subsidiary participates in the management of such other non-restricted concern.

4. The Imperial Japanese Government will take the necessary action to assure that any concern or individual referred to in subparagraphs 2a, b and c, above, will, within thirty (30) days from the date of this Memorandum, submit plans to the Supreme Commander for the Allied Powers for the termination of any interest or participation as defined in subparagraphs 2a, and b, above, if such interest or participation was acquired on or after 8 December 1945.

5. Direct communication is authorized between the interest Staff Sections of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, and agencies of the Imperial Japanese Government concerned to implement all provisions of this Memorandum.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

JOHN B. COOLEY
Colonel, AGD
Adjutant General.

裏面白紙

有價証券の処分の調整等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第二章 閉鎖機関整理

一 日本銀行を証券処理調整協議会（S.C.L.O.）の協議員から除くこと。（第四條改正）

現在 S.C.L.O. の協議員は、S.C.L.O. に証券の処分を委託する当事者たる國、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び日本銀行の四者で構成されているのであるが、日本銀行が閉鎖機関の特殊清算人を排除されたため、同行は協議員たる利害關係を有しなくなつたためである。

二 株主登録制度を簡素化すること。（第十四條及び第十四條の二改正）

現行法の下においては、二三九社の小規模な法人が指定され、これらの指定法人は指定と同時に株主名簿を S.C.L.O. に提出し、調整業務がある毎に毎月個々の株主についてその異動を詳細に報

告しなければならぬこととなつてゐる。今回關係方面の要請により、指定法人の範囲を拡張しなければならなくなつたので、この制度を簡素化し、大株主についてのみ個々の報告をなさしめる等とする。即ち

株主の異動についての報告は、五千株以上の大株主についてのみこれを行はせることとし、

（右の大株主の總會における議決権委任について報告せしめ）
（右の總會の会日毎に会社の株式の分布状況を簡單な表により報告せしめる。）

（尚証券処理調整協議会の職員に、株主登録に關して質問検査権を與える。）

有價証券の処分に関する法律
律の一部を改正する法律（案）

昭二四四二理經

有價証券の処分の關整條に關する法律（昭和二十二年法律第八号）
の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「第五号」を「第四号」に改め、第四号を削り、

第五号を第四号とする。

第十四條を次のように改める。

第十四條 總理廳令で定める株式会社は、總理廳令で定める日（以下
指定日という。）における株主名簿に記載された株主で五千株以
上の株式（無議決権株式を除く。以下同じ。）を有するものにつき、
その住所及び氏名又は名称並びにその者の有する株式の種類及び
数を、指定日から三十日以内に協議会に報告しなければならない。
前項の規定により報告のあつた株主に係る報告事項につき異動

を生じたときは、当該株式会社は、總理廳令の定めるところによ
り、異動に係る事項を協議会に報告しなければならない。但し、当
該株主の所有する株式の数が五千株を下ることとなつたことを協
議会に報告した後においては、この限りでない。

第一項の株式会社は、同項の規定により報告のあつた株主（前
項但書の規定により報告事項の異動につき協議会に対する報告を
することを要しなくなつた株主を除く。）以外の株主で五千株以
上の株式を有することとなつたものがあるときは、同項の報告を
なす際、当該株主について第一項の事項を報告しなければならな
い。

第二項の規定は前項の規定により報告のあつた株主に係る報告
事項に異動を生じた場合に、これを準用する。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主が、その所有
する株式の議決権を委任したときは、当該株式会社は、總理廳令

の定めるところにより、株主總會の会日二週間以内にその議決権の委任に関する事項を協議会に報告しなければならない。

第一項の株式会社は、総理廳令の定めるところにより株主總會の会日における株式の分布状況の報告書を当該会日後二週間以内に協議会に提出しなければならない。

前六項の規定は、総理廳令の定めるところにより、株式会社以外の法人で総理廳令で定めるものについて、準用する。

第一項又は第七項の株式会社又は法人（以下指定法人という。）が解散したとき又は指定法人でなくなつたときは、政令で定める者は、遅滞なくその旨を協議会に報告しなければならない。

第十四條の二 協議会は、前條の規定による報告事項に関し必要な調査をするため、その職員をして指定法人の役員若しくは職員の出頭を求めて質問させ、又は指定法人に帳簿書類その他必要を物件の提出を求めることができる。

第二十條中「一万円」を「十万円」に改め、同條第四号中「第十

四條第一項又は第二項」を「第十四條第一項から第七項まで」に改める。

第二十一條中「一万円」を「十万円」に改める。

第二十二條中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十四條に次の一号を加える。

三 第十四條の二の規定による出頭をせず、質問に回答せず、虚偽の回答をし、又は必要な物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出した者

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の有價証券の処分調整等に関する法律第十四條の指定法人で改正後の指定法人であるものが同條の規定によりした報告で、改正後の同法第十四條第一項（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定により報告を要する株主又は出資者に係るものは、改正後のこの法律によりしたものとみなす。

理由

日本銀行が閉鎖機關特殊清算人から解除されたので、これを証券
処理調整協議会の協議員から除くこととするとともに株式民主化の
徹底の確保に資するため株式の異動に関する同協議会に対する報告
手続を合理的にする必要がある。これが、この法律案を提出する理
由である。

裏面白紙

極秘

(二四三二九理、臨)

國庫余裕金の繰替使用等に関する法律(案)

(融通証券又は一時借入金に代わる繰替使用)

第一條 融通証券(食糧管理特別会計法第三條の証券及び薪炭需給調節特別会計法第四條の証券を含む。以下同じ。)又は一時借入金に關する定めのある特別会計において、その会計の負担で融通証券を発行し又は一時借入金をする必要があるときは、これに代え、國庫余裕金を繰替使用することができ、

前項の規定は他の法律において國庫余裕金に關する定めのある特別会計には、これを適用しない。

(融通証券又は一時借入金の期限前償還のための繰替使用)

第二條 前條第一項の特別会計の負担で、融通証券を発行し又は一時借入金をしている場合において、國庫金の出筋上余裕があるとときは、國庫余裕金を繰替使用して、支拂期限の到來してない融

通証券又は一時借入金を償還することができ、

(繰替金の返済期限)

第三條 前二條の規定による繰替金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。

(繰替金の限度額)

第四條 第一條第一項の特別会計のうち融通証券又は一時借入金の限度額について、予算を以て、國會の議決を経なければならぬものは、第一條及び第二條の規定による繰替金の限度額について、予算を以て、國會の議決を経なければならぬ。

(繰替金の支拂元受高への加算)

第五條 第一條第一項の特別会計のうち支拂元受高の定めのあるものについて、他の法律又は政令の規定にかかわらず、第一條又は第二條の規定による繰替金を加えた額を以て、その会計の支拂元受高とする。

裏面白紙

(「庫余裕金の運用」)

第六條 財政法に次の規定を加える。

第七條の二 同法、庫金の出納上余裕があるときは、

附則
ゆるところにより、これを運用することができる。

この法律は、公布の日から、これを施行する。



國庫余裕金の繰替使用等について

(二) 三、二九理、國)

國庫金を合理的且つ效率的に使用する目的を以て、國庫余裕金の繰替使用制度を、短期証券を発行し又は一時借入金をするところの、特別会計の全てに拡張すると共に、短期証券又は一時借入金の期限前償還のための繰替使用をも認める。

(備考)

特別会計中短期証券を発行し、又は一時借入金をすることの
できるものは左の通りである(括弧内は繰替使用の認めら
れるもの)。

(國有鉄道事業)、通信事業(厚生保險)、船員保險、食糧管理、
薪炭需給調節、農業共済再保險、森林火災保險(自作農創設)

國有林野、貿易資金、労働者災害補償保險、不正保有物資、
造幣局、(專賣局及び印刷局)、漁船再保險(開拓者資金融
通)(アルコール專賣事業)、失業保險、(國營競馬)、金
資金。

日 本 國 政 府

極秘

(二四三二九理、國)

國庫金裕金の繰替使用に関する法律(案)

(融通証券又は一時借入金に代わる繰替使用)

第一條 融通証券(食糧管理特別会計法第三條第二項の証券及び薪炭供給調節特別会計法第四條第二項の証券を含む。以下同じ。)又は大
一時借入金に関する定めのある特別会計において、その会計の負担
で融通証券を発行し又は一時借入金をする必要があるときは、これ
に代え、國庫金裕金を繰替使用することが出来る。

前項の規程は他の法律において國庫金裕金の繰替使用に関する定
めのある特別会計には、これを適用しない。

(融通証券又は一時借入金の期限前償還のための繰替使用)

第二條 前條第一項の特別会計の負担で、融通証券を発行し又は一時
借入金をしている場合において、國庫金の出納上余裕があるときは、
國庫金裕金を繰替使用して、支拂期限の到来してゐない融通証券又

裏面白紙

日 本 國 政 府

は一時借入金を償還することができる。

(繰替金の返済期限)

第三條 前二條の規定による繰替金は、当該年度内に、これを償還しなければならぬ。

(繰替金の支拂元受高えの加算)

第四條 第一條第一項の特別会計のうち支拂元受高の定めのあるものについては、他の法律又は政令の規定にかかわらず、第一條又は第二條の規定による繰替金を加えた額を以て、その会計の支拂元受高とする。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

大 藏 省

裏面白紙

秘

企業再建整備法の一部を改正する法律案要綱

- 一、新勘定に損失のある特別経理会社が資産を第二会社に出資し、新勘定の債務をこれに承継せしめる場合には、見合資産の件ない債務を承継せしめることをうるものとする。(第十條改正)
- 二、右により新勘定債務を承継した第二会社は、見合資産の不足分を第二会社特別勘定として貸借対照表の資産の部に計上しうるものとし、将来決算明において利益を生ずるときはこれを償却すべきものとする。(第三十四條の八)
- 三、右の措置に伴い、税法上次の特例を設けるものとする。(第三十四條の九)
 - (1) 一により見合資産を伴わずに債務を承継せしめたことによる特別経理会社の益金は、税法上益金に見ない。
 - (2) 二による第二会社特別勘定の償却額は、旧会社において生じた一年以内の損失額の範囲内で、第三会社においても税法上損金と見らる。

(3) 右の(2)により第二会社において損金と見られるべき金額は、引き続き旧会社においては一年以内の損失としての損金とは見ない。

企業再建整備法の一部を改正する法律案

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「当該債務の額に相当する資産」の下に「（新設に損失のある特別経理株式会社）が第二会社に出資する場合においては、当該損失の額に相当する額の範囲内で整備計画において定める額を当該債務の額から控除した額に相当する資産」を加える。

第三十四條の七の次に次の二條を加える。
第三十四條の八 第二会社が第十條第一項の規定により特別経理株式会社から債務を承継した場合において、当該債務の額が同條第二項の規定により譲渡を受けた資産の額を超えるときは、当該第二会社は、その超過額を第二会社特別勘定として貸借対照表の左の部に計上しなければならない。

前項の規定により第二会社特別勘定を設けた第二会社は、毎決算において利益を生ずるときは、命令の定めるところにより、

第二会社特別勘定を償却しなければならない。

第三十四條の九 特別経理株式会社が第二会社に対し第十條第二項の規定により譲渡する資産の額以上の額の債務を承継せしめたときは、当該債務の承継により生ずる特別経理株式会社の益金は、法人税法による各事業年度の普通所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

前條第二項の規定による第二会社特別勘定の償却額は、当該償却をなした事業年度開始の日前一年以内で、且つ、当該第二会社設立の日前一年以内に開始した当該第二会社に出資した特別経理株式会社の事業年度において生じた損金に相当する金額のうち命令で定める金額を限り、法人税法による各事業年度の普通

所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

特別経理株式会社第二会社に資産を出資した場合において、当該第二会社に第二会社特別勘定が設けられたときは、当該第二会社設立の前一年以内に開始した当該特別経理株式会社事業年度において生じた損金のうち前項の命令で定める金額（第二会社が二以上あるときは、その合計額とする。）に相当する金額については、法人税法第九條第四項及び地方税法による事業税に係るこれに相当する條例の規定は、これを適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

新編定に損失のある特別経理会社が整理計画により第二会社を設立することを可能ならしめるため、企業再建整備法の一部を改正する必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

裏面白紙



國庫余裕金の繰替使用に関する法律（案）

（國庫余裕金の繰替使用）

第一條 融通証券（食糧管理特別會計法（大正十年法律第三十七号）

第三條第二項の証券及び薪炭供給調節特別會計法（昭和二十二年法律第四十七号）第四條第二項の証券を含む。以下同じ。）を發行し、又は一時借入金をする事ができる旨の定めのある特別會計において、その會計の負担で融通証券を發行し、又は一時借入金をする必要があらまけ、これに代え、國庫余裕金を繰り替へ使用することができろ。

2 前項の申定は、國庫余裕金を繰り替へ使用することができろ旨の定めのある特別會計には適用しない。

（融通証券又は一時借入金の期限前償還）

第二條 融通証券を發行し、又は一時借入金をすることができろ旨

の定めのある特別會計の負担で融通証券を發行し、又は一時借入金をしている場合においては、國庫余裕金を繰り替へ使用して、支拂期限の到來してない融通証券又は一時借入金を償還することができろ。

（繰替金の償還期限）

第三條 第一條第一項又は第二條の申定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならぬ。

（繰替金の支拂元受高への加算）

第四條 第二條の申定する特別會計における支拂元受高は、第一條

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第二項

理 由

國庫金を合理的且つ効率的に使用し、併せて國の歳入を増進する
ために、國庫金増額の繰替債の制度を刷新し、又は一
時借入金とするのできる繰替債の制度のすべてに拡張するとともに、
繰替債の発行及び一時借入金の期限の償還のための繰替使用をも認める
必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

裏面白紙

会社の正務部長等が職務に關する命令の一部を
改正する命令案を提出する。

一 制限会社及びその子会社（從屬会社）、孫会社（關係会社）の
商号變更については、持株会社監事委員會の承認を要するものと
する。（第三十三條の三）

二 制限会社は、制限会社存続後一年間は同一資本系統に屬する
会社との關係において、本命令による株式取得、役員兼任、
ルテル契約の締結等についての制限を受けるものとする。從屬會
社、關係会社も親会社である制限会社が解除したるまでは引續き
本命令による制限を受けるものとし、當該制限会社が解除後二年
間は、制限会社の場合と同様同一資本系統に屬する会社との關係
において、株式取得、ルテル契約の締結等についての制限を受
けるものとする。（第三十七條の二）

三 本改正命令施行の際右の二に違反し株式保有、役員兼任等の關
係のある場合にはこれを排除することを要するものとする。（第
三十七條の三）

四 右の一に伴い持株会社監事委員會令（昭和二十一年勅令第二百
三十三号）の一部を改正し、商号變更の承認に關する事項を同委
員会の業務として加えるものとする。（附則）

会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年 月 日

内閣総理大臣

吉田

茂

裏面白紙

政令第

号

会社の証券に制限等に関する命令の
一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件（昭和
二十年勅令第四百四十二号）に基き、この政令を制定する。

会社の証券に制限等に関する命令（昭和二十一年勅令第四百六
十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二の次に次の一をを加える。

第十三條の三 指し合組、從屬会社又は關係会社は、持株会社發理
委員會の承認を受けなければ、その商号を変更することができな
い。但し、第十四條の規定により持株会社發理委員會から商号を
変更する場合はこの限りでない。

第十七條の二の二、第十三條、第十三條の二及び第十四條の二に
「第十三條乃至第十四條の二、第十四條の二及び第十四條の二に

改め、同條但書を削り、同條を第十四條の四とする。

第十七條の三の二、第十七條の三を「第十七條の五」に改め、同
條但書を削り、同條を第十七條の五とする。

第十四條の次に次の二條を加える。

第十七條の二 第二條、第三條、第十一條、第十三條乃至第十四條
の三及び第十四條の二の規定は、指定会社又はその從屬会社若し

くは關係会社であつた会社について、当該指定会社、從屬会社又
は關係会社について、指定会社が二以上あるときはその全部と

する。本條において以下同じ。指定会社がなくなつた日から
一年を経過する日まで、これを準用する。この場合において、

当該指定会社が指定会社でなくなつた後においては、第二條、第
三條及び第十一條中「他の会社」とあるのは「当該会社」と同一資

本系統に屬し、又は屬していた他の会社（当該同一資本系統に屬

し、又は属していた会社との関係において第一條第三項の規定に
より該会社となつた会社を含む。以下同じ。』と。第十三條
中「該指定会社以外の会社」とあるのは「当該会社と同一資本
系統に属し、又は属していた他の会社」と。第十四條の二中「非
指定会社」とあるのは「当該会社と同一資本系統に属し、又は属
していた他の会社で指定会社であり、又はなつたもの以外のもの」と
読み替へるものとする。

第十七條の三、第四條、第五條及び第十五條の規定は、前條の規定
の適用を受ける会社について、これを準用する。この場合におい
て、これらの規定中「この勅令施行の際」とあるのは「第十七條
の三の規定施行の際」と読み替へるものとする。

第十二條の規定は、指定会社でなくなつた会社で前條の規定の
適用を受けるものについて、これを準用する。この場合において、

同条中「この勅令施行の日」とあるのは「第十七條の三の規定施
行の日」と読み替へるものとする。

第十八條第一号中「第二條又は第三條の規定」、同條第六号中「第
十三條又は第十四條の二第一項前段の規定」及び同條第七号中「第
十三條の二」の下に「ハ第十七條の二において準用する場合を含む」
を加へ、同條第二号から第四号までの中「第十七條又は第十七條の
三」を「第十七條、第十七條の三又は第十七條の五」に改める。

第十九條第一号から第三号まで及び第六号中「第十七條又は第十
七條の三」を「第十七條、第十七條の三又は第十七條の五」に改め、
同條第五号中「第十一條」及び同條第七号中「第十四條の二第一項
後段」の下に「ハ第十七條の二において準用する場合を含む。』」
を加へる。

裏面白紙

この政令は、公布の日から施行する。
特許会社整理委員会（昭和二十一年勅令第二百三十三号）の
一部を次のように改正する。
九條第一項中第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下
げ、第六号の次に次の号を加える。
七 昭和二十一年勅令第五百六十七号第十三條の三（同令第十
七條の二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ商號ノ変
更ニ付承認ヲ爲スコト
同條第二項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

理由

連合國最高司令官の覚書に基き、会社の証券保有制限等に関する
勅令の規定を、同令の適用を受ける会社について、指定会社の指定
解除後なお一年間適用することとする等のため、同令の一部を改正
する必要がある。

裏面白紙